

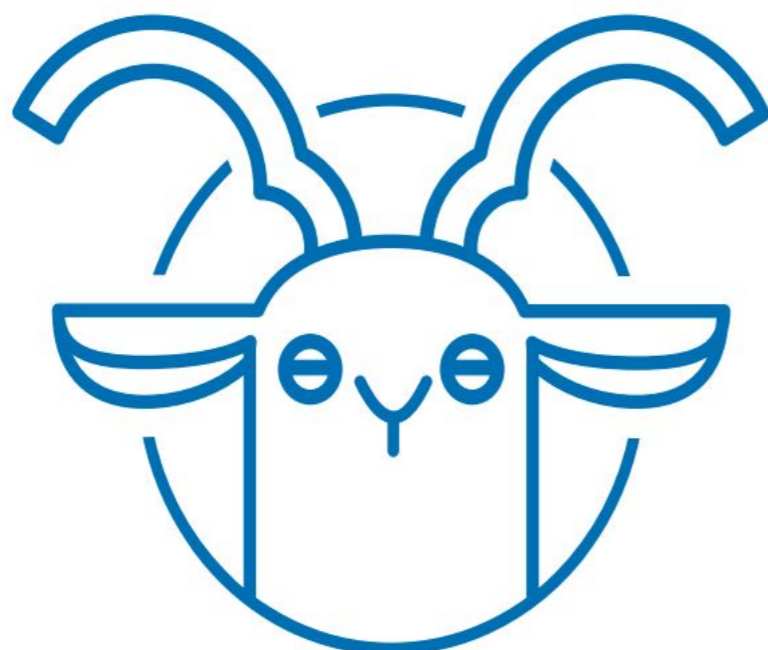
電子契約のスタンダード「クラウドサイン」



～受注者様向けご説明会～



弁護士ドットコム株式会社  
クラウドサイン事業本部  
カスタマーサクセス担当



担当 山崎 舞

# 目次

- はじめに(5分):安部
- 電子化導入の背景(5分):安部
- クラウドサインとは(5分):クラウドサイン山崎
- クラウドサインでの操作実演(10分):クラウドサイン山崎
  - ↳ 契約書受信時の操作
  - ↳ 締結完了した文書取得までの流れ
- 今後のスケジュールと依頼事項に関するご案内(5分):安部
- よくあるご質問のご紹介(5分)
- 質疑応答(10分)

# 電子化導入の背景

## 電子契約導入背景

- 電子契約の**利用が世の中の流れ**になっており、**受注者様からも電子契約の要請あり**
- 法律で認められており、**法的効力を有する**
- 専用のサービス（クラウドサイン）を使えば**セキュリティも万全**
- 双方の業務効率化、**コスト削減**につながる

## クラウドサインに決めた理由

①操作が簡単 ②経費と手間の負担がかからない ③セキュリティ面でも信頼がある ④当社の委託元である資源機構など公的機関も採用している

## 電子契約導入に伴うメリット

### ◇ 印紙税不要

- ・電子契約は印紙税がかかりません。
- ・収入印紙の購入・貼付に伴う事務負担が軽減

### ◇ 押印不要

- ・電子契約は法的に効力があるため、押印は不要

### ◇ 郵送費等の削減

- ・書類の郵送費、紙代・インク代が不要。

### ◇ 書類保管費の削減

- ・電子管理のため、書棚などの書類保管に関する費用が削減。

# クラウドサインとは

# 弁護士ドットコム

会社名	弁護士ドットコム株式会社 (英文表記: bengo4.com, Inc. )
所在地	〒106-0032 東京都港区六本木四丁目1番4号 黒崎ビル6階
設立	2005年7月4日
資本金	439百万円(2021年3月現在)
上場市場	東京証券取引所マザーズ [証券コード:6027] 2014年12月11日上場



創業者  
代表取締役会長  
弁護士

元榮 太一郎

## 弁護士ドットコムとは

日本最大級の法律相談ポータルサイトです。  
 弁護士への無料相談、地域や分野などから弁護士や法律事務所の検索サービスを始め、  
 法律トラブルの解決をサポートするコンテンツを多数ご用意しています。





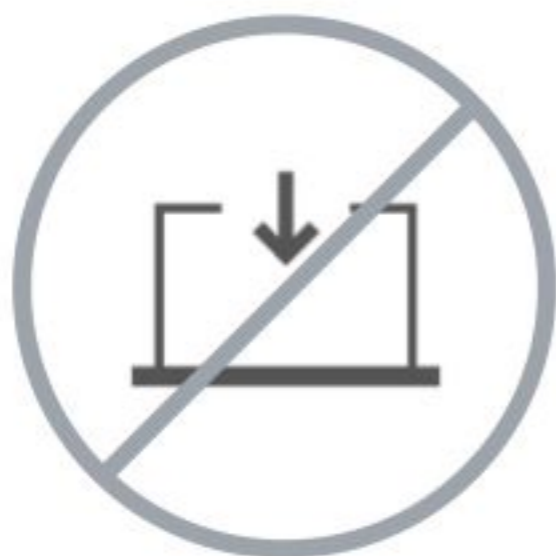
## 契約締結から契約書管理まで可能な クラウド型の電子契約サービス

契約交渉済の契約書をアップロードし、相手方が承認するだけで契約を結ぶことができます。  
書類の受信者はクラウドサインに登録する必要がありません。

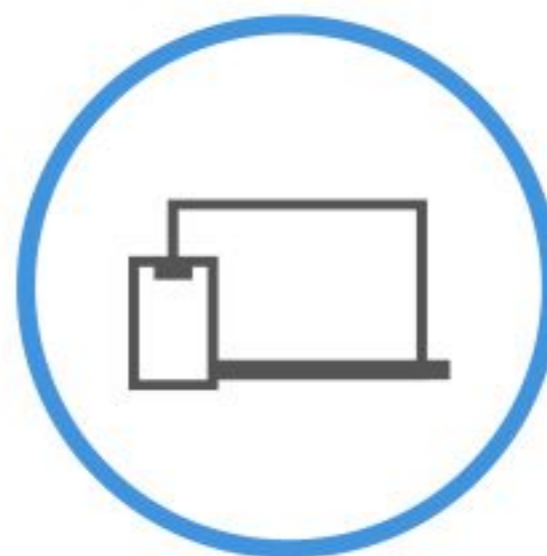


**特別な準備は一切必要ありません**

メールアドレスで認証し、**今すぐご利用いただけます。**



設定やインストール等は不要



お手持ちのPC  
スマートフォンだけでOK

## 契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことができます。  
受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。

STEP  
01



メールで受信

STEP  
02



契約書確認・合意

STEP  
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

# シェアNo.1の電子契約サービス 「クラウドサイン」



導入社数 **250万社超**

累計送信件数 **1000万件超**

国内でNo.1の利用実績/認知度があり貴社のみならずお取引先様も安心安全にご利用頂けるサービスです

TOYOTA

Nestlé. Good food, Good life

NOMURA

東京海上日動

RECRUIT

mercari



※1: 株式会社富士キメラ総研「ソフトウェアビジネス新市場 2022年版」(電子契約ツール、2021年度実績)  
 ※2: 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるヒアリング。事業者署名型電子契約を提供する主要企業が対象 (2021年度実績)  
 ※3: 電子契約総合研究所調べ。調査方法は外部調査機関によるアンケート調査 (2022年6月時点)

# クラウドサインの操作実演

## 契約締結は3ステップで完了

届いたメールからPDFの書類を開封し、ボタンひとつで契約を結ぶことができます。  
受信者はクラウドサインに登録する必要はありません。

STEP  
01



メールで受信

STEP  
02



契約書確認・合意

STEP  
03



締結後書類を印刷・PDFで保管

### ※注意点

- [support@cloudsign.jp](mailto:support@cloudsign.jp) から、メールが届きます。

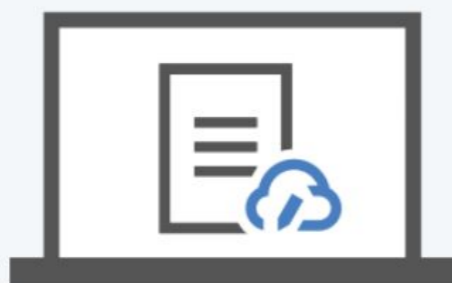
## 電子帳簿保存法への対応について

取引情報に係る書面は、税法上の保存義務があります。

電子契約においては、下記の電子帳簿保存法上のデータ保存要件を満たし適切に保存する必要があります。

**①取引年月日 ②取引先 ③取引金額**  
での検索が必要となります。

フリープランでは、クラウドサインの基本的な動作を提供しております  
書類の検索にあたり、下記の対応を推奨しております



### フリープラン

契約書の送信、保管、検索といった  
基本的な動作のみを提供しております

下記いずれかの方法で保存要件を満たすことが可能です

### ファイルタイトルへの情報入力

クラウドサインや社内サーバで検索できるよう  
ファイルに必要な情報を入力

### Excel等での台帳管理

締結済み書類の情報を後から検索できるよう  
別途Excelで管理する

※国税庁Q&Aの問12: [https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf)

※クラウドサインフリープランに関しまして <https://help.cloudsign.jp/ja/articles/354463-->

# 今後のスケジュールと 依頼事項に関するご案内



## 今後のスケジュールと依頼事項に関するご案内

R7年度											
1月			2月			3月			4月		
上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
● 1/10 (金) 15:00～16:00 第2回社外説明会											
● 電子契約対応可能会社「 <b>事前承諾合意書</b> 」提出依頼 ※メール返信でPDF提出			→			→			→ 今後 新規受注者の参入等があった場合、その都度依頼		
● 「 <b>メールアドレス確認書</b> 」 ※メール返信でExcel提出 ※提出するタイミング：案件毎に契約合意後 ※随意契約等については、見積依頼書の提出と併せて作成依頼			→			→			→		
● 試験導入 ※対象案件：今年度3月までに終了する工事・業務 ※電子契約対応可の受注者様から何社かピックアップし実行			→								
									● R7年度より運用開始		

# (様式) 事前承諾合意書

## 事前承諾合意書

発注者 日本地下石油備蓄株式会社と受注者 **××会社**は、下記の条件に基づき、今後の請負契約、委託契約、購入契約、注文書兼注文請書、確認書、覚書、秘密保持契約書等（以下、「請負契約等」と言う）について、書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾します。

### 記

電磁的措置の種類	コンピュータ・ネットワーク利用の措置
電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式	電子契約「クラウドサイン」を通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、サイバートラスト株式会社の提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法等

本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、日本地下石油備蓄株式会社と**××会社**は、申出以降の請負契約等については書面を交付することとします。

発注者 東京都港区三田三丁目4番10号

日本地下石油備蓄株式会社

受注者 所在地

会社名

# (様式) メールアドレス確認書

(様式第〇号)

年 月 日

日本地下石油備蓄 (株)  
契約担当者 様

住所  
商号又は名称  
代表者氏名  
(受注者)

## メールアドレス確認書

以下の案件において、弊社と電子契約サービスを利用して契約を締結することに同意します。なお、電子契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりとします。

案件名： \_\_\_\_\_  
メールアドレス変更なし   
(新規または変更がある場合は下記に記載をお願いします)

契約締結権限者	役職		氏名	
メールアドレス				

↑

事務担当者①	役職		氏名	
メールアドレス				

↑

事務担当者②	役職		氏名	
メールアドレス				

※矢印の順に、電子契約サービスにて契約書の内容確認処理を行います。  
※事務担当者メールアドレス①②については、契約締結権限者以外の者が確認処理を行う場合にご記入ください。

【事務担当者】※必ずご記入ください。

部署名： \_\_\_\_\_  
役職・氏名： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_  
メールアドレス： \_\_\_\_\_

# よくあるご質問

## ISO27001、SOC2やISMAPなど50以上のセキュリティチェック項目をクリアした 万全のセキュリティで大切な契約書データを守ります。

海外にデータセンターを置く企業が多い中で、クラウドサインはデータセンターは日本国内に設置されており、セキュリティに対する要求水準が高い金融機関や自治体などのお客様にもご利用いただいています。

### 第三者評価・認証制度

- ISMAP(政府情報システムのセキュリティ評価制度)

政府が求めるセキュリティ要求を満たしているサービスであると認定され、ISMAPクラウドサービスリストに登録

- LGWAN-ASP(総合行政ネットワーク)

地方自治体のセキュリティポリシーに則した環境の構築

- ISMS認証 ISO/IEC27001

情報セキュリティマネジメントシステムを当社にて取得済み

- SOC2 type1 認証

米国公認会計士協会が定めたサービス内部統制の評価結果を受領

※セキュリティについての詳細は下記資料で解説しています。

- セキュリティガイド
- セキュリティホワイトペーパー

### セキュリティ基準が高い機関への導入実績

三井住友銀行株式会社

トヨタ自動車株式会社

日本郵政株式会社

茨城県庁

独立行政法人 宇宙科学研究所

etc

### Q. 紙でなく電子で本当に問題ないの？

A. 契約の方式は自由であり、電子文書による契約も適法です。

原則：契約方式の自由

契約締結の方式は、原則として自由とされています。

書面でなくとも、口頭、eメールのような方式のほか、電子文書によりクラウド上で契約を締結することも可能であり、クラウドサイン による契約締結も当然適法なものです。

なお、この契約方式の原則は、2017年に成立した改正民法にも明記されています。

### Q. クラウドサインにおける証拠力担保の方法は？

A. クラウドサインはお客様・取引先様に代わり弁護士ドットコム株式会社名義で電子署名を施す、新しい方式を採用しています。

弊社が代わって電子署名を施すため、お客様・取引先様は電子証明書の取得が不要です。

加えて認定タイムスタンプを付与しているため、「誰が」「何を」「いつ」を長期的に証明することが可能です。

### Q. 本人性をどのように確認するのか？

A. クラウドサインは契約相手の本人性の証明を容易にするために、メールアドレス認証(※1)を基本としております。

これに加えてパスワード認証(※2)もご利用いただけます。

※1 メール到着確認による本人認証方法

※2 書類の送信者が任意のパスワードを設定し、受信者が契約内容を確認する前にパスワードの入力を求める本人認証方法

### Q. 電子データの捏造や改竄への対策は？

A. クラウドサインで締結されたすべての書類には、クラウドサインのみが発行可能な電子署名が付与されますので、それにより真正な書類を判別することが出来ます。

### Q. なぜクラウドサインは印紙税が不要なのか？

A. 印紙税は紙で契約締結した場合にのみ発生するものであり、電子契約で締結した場合には、印紙税発生いたしません。(印紙税法)国税庁のウェブサイトでも「電磁的記録」により契約締結した場合には印紙税が発生しない旨が明確化されています。

※国税庁「請負契約に係る注文請書を電磁的記録に変換して電子メールで送信した場合の印紙税の課税関係について」

[https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi\\_sonota/081024/01.htm](https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/01.htm)

### Q. 決裁権限者が送受信しない対応は？

A. 決裁権限者が送受信を行わない場合、代替案として以下の方法をご検討ください。なおこの場合、社内規定において、電子署名による契約を署名代理により行う旨を規定しておくことを推奨いたします。

①別途社内で決裁権限者の承認を得た上、署名代理し、使者として送受信を行う

②決裁権限がある者を送受信宛先に含める

決裁権限がある者に締結した書類を転送共有する機能も提供しています。

### Q. 無権代理リスクの対応は？

A. 決裁権限者自身がクラウド契約の送受信を行うことを推奨しています。文書に押印があってもその押印が権限のない者による押印だった場合にはその文書の真正な成立が認められないのと同様、決裁権限者以外の者が、権限者からの委任承認なく会社を代理してクラウド上で契約締結した場合、無権代理を主張され、契約が無効となるリスクが生じます。

このリスクを最小化するために、押印における原則と同様、契約締結名義者および権限者自身により、送受信の作業を行っていただくことを推奨いたします。

# 質疑応答

## 質疑応答

- 質問がある方は画面挙手にてお願いします。
- 質問者を指名させていただきます。
- 時間内に挙手され回答を受けていない方は、弊社へ質問してください。  
質問先：案内メール担当者  
**(期限：12/19 (木) )**



ご清聴いただきまして、ありがとうございました！

